

役員退職金規程

(総則)

第1条 この規程は、学校法人今治明德学園（以下、本学園という。）の役員
の退職金の支給について定めるものである。

(役員 の 定義)

第2条 この規程において「役員」とは、学校法人今治明德学園寄附行為（以下、
寄附行為という。）第5条第1項に定める者をいう。

(退職金の支給)

第3条 退職金は、役員が退任したときに支給する。ただし、当該役員が寄附行
為第13条第1項の規定により解任された場合には支給しない。

- 2 前項前段の規定にかかわらず、役員が任期満了後、理事又は監事を問わず再
任された場合には、再任前の任期満了に伴う退任については退職金の支給時
期の対象とはせず、再任後の退任をもって支給する。
- 3 退職金は、退任後1月以内に支払う。

(退職金の計算)

第4条 退職金は、役員 の 在任年数に 10,000 円を乗じた数を算出したうえで、
これに功労金として 50,000 円を加えた額とする。

- 2 前項の在任年数は、役員に就任した日の属する月から役員を退任した日の
属する月までの月数（本学園の学長、校長及び教職員を兼ねている期間を除
く。）に12分の1を乗じて得た数とする。
- 3 退職金の計算の結果、1円未満の端数を生じたときは、その端数金額が50
銭未満であるときは、これを切り捨て、その端数金額が50銭以上であるとき
は、これを1円に切り上げるものとする。

(退職金の支給対象)

第5条 退職金は、退任した当該役員に支給する。ただし、死亡による退任の場
合には、その遺族に支給する。

(遺族の範囲及び順位)

第6条 前条に規定する遺族は、配偶者とする。

- 2 配偶者がいない場合には、役員の子、父母、孫、祖父母で、役員 の 死亡当
時その収入によって生計を維持していた者又は役員 の 死亡当時これと生計を
一にしていた者とし、その順位は前段に掲げる順序による。

- ただし、父母について養父母と実父母がいる場合には、養父母を優先する。
- 3 受けるべき同順位の者が二人以上ある場合には、その人数によって等分するものとする。

(補足)

第7条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、理事長が理事会に諮って別に定める。

附 則

この規程は、平成 21 年 12 月 25 日から施行する。

附 則 (令和元年 12 月 23 改正)

(施行期日)

- 1 この規程は、令和元年 12 月 23 日から施行する。

(年数の適用範囲)

- 2 在任年数の算定は、昭和 41 年 4 月 1 日付けの就任以降から適用する。